

## (反対討論)

### 【豊中市地域自治推進条例の設定について】 【豊中市まちづくり条例の一部を改正する条例の設定について】

市議案第18号豊中市地域自治推進条例の設定について、および市議案第48号豊中市まちづくり条例の一部を改正する条例の設定について反対し、その他の議案に対しては賛成の立場で未来とよなかを代表して反対討論を行います。

まず、市議案第18号豊中市地域自治推進条例についてですが、一番問題がある部分は、地域自治組織の認定や助成に関する基準が客観的でも明確でもなく、また第三者の審査や最大300万円もの交付金が受けられるという制度にしてはあまりにも認定要件が緩く、市の裁量の範囲が広すぎると言わざるを得ません。このような組織にはその時々々の政治の影響を受けることを極力排除しておく仕組みが必要であり、誰が見てもわかる客観的基準で判断することが必要であり、また、判断が必要な部分には市ではなく第三者にしてもらうなど組織の認定・不認定や助成金の決定に関して公正性と透明性を確保すべきです。しかし、今回の条例案にはそのような仕組みがありません。

また、地域の少数者でもって地域の意思を決定できるとする位置づけにも疑問を感じます。コミュニティ政策室がよく説明に使う、子どもや高齢者の見守り、防犯・防災の取り組みなどをするだけなら、全ての地域住民を対象とした取り組みを行うとする、今回の条例案で言えば第7条一項の(3)があればそれで事は足りてしまいます。組織自体の構成員を地域住民全員とする同条同項の(4)の規定は全く必要ありません。この第7条一項の(4)から想起されるのが地方自治法第10条『市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする』という規定であります。つまり地域自治組織を、豊中市という自治体の中にあるミニ自治体のようなものにしていきたいという目的があるからこそ地域住民全員で構成していると謳わなければならないと考えているのではないのでしょうか。現在の地方自治法上であれば、地域自治組織の出来る分野や範囲は自ずと限定されるかと思われませんが、地方自治法が大幅に改正された場合、この地域自治組織はどんな意味を持つことになるのでしょうか。コミュニティ政策室が普段説明している意味とは違う意味を持ち始める可能性があります。あるいは、現在でも地方分権一括法の趣旨から考えると既にそういう解釈にたっているのかも知れません。少なくとも言えることは、地域にミニ自治体を作ることについて地域住民の多数の同意が無くても設立出来てしまうという、本条例案の認定要件に問題があると言わざるを得ません。公正な選挙によって選ばれた市長及び議会を持つ豊中市の行政サービスを受けること自体に問題を感じることは通常あり得ませんが、多数の支持が無くても設立できる地域自治組織を経由して受ける行政サービスが出来た場合、地域住民の反応はどのようになるでしょう。特に公権力の行使に関わってくる場合まで想定している市民は現段階では少ないのではないのでしょうか。だからこそ大多数の支持を得ていないで設立出来ることに問題があるのです。その他にも法令上、疑義のある部分がこの条例案には含まれており、現段階で可決するにはあまりにもリスクが高すぎます。市民に対して責任が取れませんか、説明責任も果たせません。

以上のような理由から、また、急いで条例を制定させなければならない理由が全くないことからもう少し慎重に審議をしてからでも遅くないと考え、閉会中の継続審査をして欲しいと訴えて参りましたが、それもかなわなかったので、やむを得ず反対することにいたしました。

次に、市議案第48号豊中市まちづくり条例の一部を改正する条例についての反対理由ですが、改正前の条例においてもまちづくり構想の実現化に向けた支援は出来るにもかかわらず、それを出来ないと曲解し、実現化のためには条例改正が必要だとしている市の見解に違和感を抱いているからであります。担当者から何度説明を聞いても改正後にまちづくり支援制度がどのように充実するのか今ひとつ理解できませんでした。これは説明不足なのではなく、以前と支援する内容が実質的にはほとんど変わらないからです。

唯一と言っても良い、今回の条例改正で変わることを言えば、改正前の条例における市長認定を受けたまちづくり協議会が、条例改正後には条例上の協議会ではなくなると市が見解を示したことであります。代表質問や委員会の審議において判明しましたが、このことを当該まちづくり協議会に対してなんらの事前説明をすることなくこの条例改正を推し進めていたことには強い憤りを感じています。そのような大事なことを12月のパブリックコメントでも触れないまま行っていたわけであり、また、12月の私の個人質問に際してもこのことについて答弁をせず、意図的に隠していたと言わざるを得ません。明らかに市民との協働や情報の共有を謳っている自治基本条例に違反しています。さらに、条例改正によって市長の認定の効力をなくすということであれば、実質的にはそれはまさしく行政手続法で言う『不利益処分』ではないでしょうか。とすると、不利益処分の手続きを全く踏んでいませんので法令違反の疑いが濃厚です。その他にも法令上疑義のある部分がありますので、慎重な審議が必要であるとのことから閉会中の継続審議を訴えたわけではありますが、多数の支持を得るには至りませんでしたのでやむなく反対することに致しました。

最後に、

今回の2条例案の委員会での審議にあたり、多忙にもかかわらず私共の会派の主張に耳を傾けて下さった議員の皆様方にはこの場をお借りしまして感謝申し上げます。また、この後の採決でたとえ可決されたとしても、苦渋の決断をもって賛成されている方も少なくないと思われまますので、同じ志を持つ方々とは今後、より良き制度へと改善するために共に汗をかくこととお誓い申し上げ、討論を終わります。